

第 51 期平成 27 年度第 3 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 香川県最低賃金の改正決定に関する報告書 (写)
- 2 香川県最低賃金の改正決定について(答申) (写)
- 3 最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告) (写)

平成 27 年 8 月 4 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県最低賃金専門部会

部会長 松浦明治

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 26 年 7 月 7 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成 25 年 10 月 24 日発効の香川県最低賃金（時間額 686 円）は平成 25 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

泉川 誉 夫

十川 淳 二

田島 規 行

柴田 潤 子

本田 健 一

中川 武 雄

松浦 明 治

山 健 二

福家 正 一

香川県最低賃金

- 1 適用する地域
香川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 719 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成 27 年 10 月 1 日

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 686円
- (3) 発 効 日 平成25年10月24日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成25年度
- (3) 生活保護水準（平成25年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,520円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

686円（香川県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.835（可処分所得の総所得に対する比率※）＝99,554円

平成 27 年 8 月 4 日

香川労働局長

藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 7 月 7 日付け香労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成 25 年 10 月 24 日発効の香川県最低賃金（時間額 686 円）は平成 25 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

香川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
香川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 719 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成 27 年 10 月 1 日

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 686円
- (3) 発効日 平成25年10月24日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成25年度
- (3) 生活保護水準（平成25年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,520円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$686 \text{円 (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.835 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 99,554 \text{円}$$

平成 27 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会

委員長 松浦明治



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、平成 27 年 7 月 31 日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

公益代表委員

泉川 誉夫
柴田 潤子
松浦 明治

労働者代表委員

十川 淳二
本田 健一
山 健二

使用者代表委員

田島 規行
中川 武雄
福家 正一